

議案第71号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する  
条例の一部改正について

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成  
27年木津川市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和3年8月10日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われ  
ました。これを受けて木津川市においても、人事院勧告に基づいた給与改定を実施す  
るため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する  
条例の一部を改正する条例（案）

第1条 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例  
（平成27年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改め  
る。

第2条 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例  
の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改め  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日  
から施行する。

参考資料（議案第71号）

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する  
条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第1条関係）

(新)	(旧)
第1条～第3条（略） （手当）	第1条～第3条（略） （手当）
第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。 （1）（略） （2） 期末手当 ア（略） イ 期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあつては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の157.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。 （1）（略） （2） 期末手当 ア（略） イ 期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあつては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
第5条～第7条（略）	第5条～第7条（略）

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第2条関係）

(新)	(旧)
第1条～第3条（略） （手当）	第1条～第3条（略） （手当）
第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。	第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。
(1)（略）	(1)（略）
(2) 期末手当	(2) 期末手当
ア（略）	ア（略）
イ 期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあつては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	イ 期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあつては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の157.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
第5条～第7条（略）	第5条～第7条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第71号 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	
担 当 課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	令和3年8月10日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われました。これを受けて木津川市においても、人事院勧告に基づき期末手当を改定するため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事院勧告を受け、協議、検討を実施</li> <li>・政策会議において人事院勧告に準拠することを決定</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施 策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度 (    年度) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度 (令和3年度から) 令和3年度：▲98千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	人事院勧告に基づいて改定を行います。	